

令和3年1月14日

県外との往来に係る協力依頼について

2月7日までの期間（緊急事態宣言発出期間）について

- 1 緊急事態宣言の対象区域（*）との不要不急の往来は控えてください。

（*）栃木県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県

- 2 緊急事態宣言の対象区域外であっても、政府において感染が拡大していると評価する地域（*）との往来は慎重にしてください。

（*）北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

- 3 県外者との会食や飲食は控えてください。

※ なお、いずれの地域についても受験などによる往来は除きます。

※ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。